三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山県有田郡有田川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県、米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町、日野郡日南町、日野町及び江府町
二　地域再生計画の名称　名峰「大山」とともに生きる・鳥取県西部圏域の広域観光推進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　米子市、境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町、日野郡日南町、日野町及び江府町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生基本方針のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県
二　地域再生計画の名称　梨で「儲かる」「人が集う」地域産業活性化プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生基本方針のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県
二　地域再生計画の名称　高度人材育成開発拠点の形成を契機とした産業構造の転換促進（とっとりＲｅ－Ｇｒｏｗｔｈプラン）
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生基本方針のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県
二　地域再生計画の名称　鳥取県の人口減少に歯止めをかける！転出超過解消大作戦！
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生基本方針のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取市
二　地域再生計画の名称　「麒麟のまち」まるごとシティセールス・地域力再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町並びに兵庫県美方郡香美町及び新温泉町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　倉吉市
二　地域再生計画の名称　新事業展開支援プロジェクト～米子のしごとのがいな（大きな）創生を目指して～
三　地域再生計画の区域の範囲　米子市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　倉吉市
二　地域再生計画の名称　鳥取医療産業戦略ステップアップ推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　倉吉市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　倉吉市
二　地域再生計画の名称　鳥取医療産業戦略ステップアップ推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　倉吉市並びに鳥取県東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第九百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県八頭郡智頭町
二　地域再生計画の名称　智頭町「育みの郷構想」実現プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県八頭郡智頭町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）